

# 国分寺市外国人英語指導業務委託(単価契約) に係る公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 10 月 17 日

国 分 寺 市

## 【事務局】

国分寺市教育委員会 教育部学校指導課指導係

担当：山田

住所：〒185-8501 東京都国分寺市泉町 2-2-18

電話：042-312-8658

FAX：042-312-8715

電子メール：[shidoushitsu@city.kokubunji.tokyo.jp](mailto:shidoushitsu@city.kokubunji.tokyo.jp)

## 1 業務の概要

### (1) 件名

国分寺市外国人英語指導業務委託（単価契約）

### (2) 事業目的

- ① 小学校 1～4 年生においては、外国語による、「聞くこと」「話すこと」の言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成を目的とする。
- ② 小学校 5・6 年生においては、外国語による、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成を目的とする。
- ③ 中学校においては、小学校段階での外国語活動・外国語を通じて育成された資質・能力を踏まえ、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝えあったりするコミュニケーションを図る資質・能力の育成を目的とする。

### (3) 業務内容

市立小・中学校において、外国人英語指導助手（以下「ALT」という。）による英語指導を行う。また、学校・教育委員会とALTとの間の連絡調整を行うコーディネーターを配置する。詳細は別添「仕様書」を参照。

### (4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### (5) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

なお、委託業務を継続することが適当でないと認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することがある。

### (6) 履行場所

国分寺市立小・中学校及び国分寺市教育委員会

| 名称         | 所在地            | 電話番号         |
|------------|----------------|--------------|
| 国分寺市立第一小学校 | 国分寺市東元町 2-1-20 | 042-322-0041 |
| 国分寺市立第二小学校 | 国分寺市光町 3-1     | 042-572-8192 |
| 国分寺市立第三小学校 | 国分寺市東恋ヶ窪 2-13  | 042-322-0043 |
| 国分寺市立第四小学校 | 国分寺市西元町 1-8-1  | 042-322-0044 |
| 国分寺市立第五小学校 | 国分寺市日吉町 1-30   | 042-322-0045 |
| 国分寺市立第六小学校 | 国分寺市並木町 2-1    | 042-322-0046 |

|            |                 |              |
|------------|-----------------|--------------|
| 国分寺市立第七小学校 | 国分寺市本多 1-2-1    | 042-322-0047 |
| 国分寺市立第八小学校 | 国分寺市西町 5-18     | 042-573-2241 |
| 国分寺市立第九小学校 | 国分寺市西恋ヶ窪 4-12-6 | 042-322-0049 |
| 国分寺市立第十小学校 | 国分寺市戸倉 3-5      | 042-324-9710 |
| 国分寺市立第一中学校 | 国分寺市東戸倉 2-6     | 042-322-0641 |
| 国分寺市立第二中学校 | 国分寺市本多 1-2-17   | 042-322-0642 |
| 国分寺市立第三中学校 | 国分寺市高木町 2-11    | 042-572-7143 |
| 国分寺市立第四中学校 | 国分寺市西元町 3-10-7  | 042-324-3811 |
| 国分寺市立第五中学校 | 国分寺市並木町 2-15    | 042-325-3735 |
| 国分寺市教育委員会  | 国分寺市泉町 2-2-18   | 042-312-8658 |

(7) 現状の課題等

国分寺市立小・中学校における英語授業について、A L Tを活用した指導を実施しているが、よりレベルの高い授業を目指し、授業内容を改善していく必要がある。

(8) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

134,351 千円

【内訳】

令和 7 年度 0 円

令和 8 年度 43,948 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 9 年度 44,951 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 10 年度 45,452 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案の委託料は3年間の総額及び年度ごとの内訳のいずれも、設定された上限額を超えてはならない。

(9) 実施方法

公募型プロポーザル方式

## 2 スケジュール

・事業者選定スケジュールは以下のとおり（予定）とする。

|   | 項目                            | 期間等                                                  |
|---|-------------------------------|------------------------------------------------------|
| 1 | ①プロポーザル方式等の実施の公表<br>②実施要領等の配布 | 令和 7 年 10 月 17 日（金）から<br>令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時まで  |
| 2 | 質問受付                          | 令和 7 年 10 月 17 日（金）から<br>令和 7 年 10 月 23 日（木）午後 5 時まで |

|    |                             |                                   |
|----|-----------------------------|-----------------------------------|
| 3  | 質問回答                        | 令和7年10月28日（火）                     |
| 4  | 参加申込書・企画提案書等受付              | 令和7年10月17日（金）から<br>令和7年11月4日（火）まで |
| 5  | 第一次審査（書類審査）                 | 令和7年11月10日（月）                     |
| 6  | 第一次審査結果通知                   | 令和7年11月18日（火）                     |
| 7  | 第二次審査（プレゼンテーション）            | 令和7年12月8日（月）                      |
| 8  | 第二次審査結果通知                   | 令和7年12月15日（月）                     |
| 9  | 優先交渉権者との協議（提案内容に基づく仕様書最終調整） | 令和7年12月22日（月）まで                   |
| 10 | 契約締結                        | 令和8年1月8日（木）                       |

・事業スケジュールは以下のとおり（予定）とする。

|   | 項目      | 内容                          |
|---|---------|-----------------------------|
| 1 | 引継ぎ・打合せ | 契約締結の翌日から<br>令和8年3月24日（火）まで |
| 2 | 業務委託開始  | 令和8年4月1日（水）                 |

### 3 公募方法

#### (1) 公募方法

国分寺市ホームページ、電子調達サービス

#### (2) 募集期間

令和7年10月17日（金）から令和7年11月4日（火）まで

### 4 参加資格・参加申込

#### (1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本実施要領及び仕様書等を理解した上で、以下の全ての要件を満たす者とする。

なお、企画提案書等一式の提出後に参加資格を満たさなくなった場合は、失格とする場合がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- ② 国分寺市契約事務規則（昭和40年規則第5号）第35条の規定による資格審査サービスに登録された者であること。
- ③ 企画提案書等の資料の提出時点で国分寺市競争入札等参加資格者指名停

止措置基準（平成 12 年要綱第 7 号）に基づく指名停止処分を受けていないこと。また同時点で国・地方公共団体（公社・公団を含む）から指名停止処分を受けていないこと。

- ④ 客観的に明らかに経営不振の状態に陥ったと認められる下記ア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てがなされている。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てがなされている。

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている又は破産手続中である。

エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。

オ 銀行取引停止処分がなされている。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 21 号）第 2 条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

- ⑥ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

## (2) 制限事項

応募者 1 者につき複数の提案は認めない。

## (3) 参加申込

実施要領等の配布

### 【配布期間】

令和 7 年 10 月 17 日（金）から令和 7 年 11 月 4 日（火）

※実施要領は、以下のホームページから入手することができる。

国分寺市役所ホームページ

(<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/index.html>) > 発注・入札 > プロポーザル方式による入札について【公表中の案件はこちら】 > 国分寺市外国人英語指導業務委託（単価契約）に係る公募型プロポーザル

※電子調達サービスのお知らせにも掲載する。

## 5 企画提案参加申込書の提出

企画提案をしようとする者は、以下のとおり企画提案参加申込書を作成し、提出

しなければならない。

(1) 提出書類及び提出方法

企画提案参加申込書を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、押印のうえ、PDF形式にてLoGoフォームにて提出すること。

LoGo フォーム URL : <https://logoform.jp/form/vHtF/1215071>

なお、完備されていない書類は受け付けないので留意すること。

■第一次審査書類として提出するもの

| 書類名称                                                          | 様式    | サイズ | 備考     |
|---------------------------------------------------------------|-------|-----|--------|
| 企画提案参加申込書                                                     | 様式第1号 | A4  |        |
| 企画提案書(※1)                                                     | 様式第3号 | A4  | 正本及び副本 |
| 事業者概要                                                         | 様式第4号 | A4  |        |
| 契約実績届出書(※2)                                                   | 様式第5号 | A4  |        |
| 見積書(※3)                                                       | 様式第7号 | A4  |        |
| 直近の法人事業税(地方法人特別税を含む)の納税証明書・納税証明書その1(法人税)・納税証明書その1(消費税及び地方消費税) |       |     |        |

※1 正本には会社名を記載し、副本には一切記載しないこと。提案内容で事業者が推測できるような記載は避けること。

※2 令和3年度から令和7年度までの間に地方公共団体から委託されたALT指導業務の契約内容を記載すること。また、単年度ごとに最も受託規模の大きい契約書の写しを提出すること。

※3 見積書は、仕様書等をもとに積算し記載すること。ただし、提案の委託料は3年間の総額及び年度ごとの内訳のいずれも、設定された上限額を超えてはならない。

(2) 提出上の留意事項

① 様式は本実施要領によることとし、様式に合致しない場合は、受理しない。

② 企画提案書は、A4縦、横書きとし、企画提案書の分量は表紙を除き10頁以内とし、通しのページ番号をつけること。

③ 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。ただし、国分寺市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。

- ④ 著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
- ⑤ 事務局は、事業者選定の作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- ⑥ 提出された提案書の返却は行わない。

(3) 提出期限

令和7年10月17日（金）から令和7年11月4日（火）

(4) 事務局

国分寺市教育委員会教育部学校指導課

TEL 042-312-8658・FAX 042-312-8715

電子メール shidoushitsu@city.kokubunji.tokyo.jp

## 6 質問・回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問の内容を簡潔に記した「質問書」（様式第6号）を使用し提出すること。なお、以下の場合による質疑は受け付けない。

- ・電話等口頭での質疑。
- ・問い合わせ期間外の質疑。
- ・実施要領等に記載されていない事項に関する質疑。

(2) 提出方法

質問は、事務局まで電子メールにより行うものとする。

電子メールの送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

送付先アドレス：shidoushitsu@city.kokubunji.tokyo.jp

(3) 提出期間

質問書の受付期間は、令和7年10月17日（金）午前8時30分から令和7年10月23日（木）午後5時までとする。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年10月28日（火）をまでに、参加申込書を提出している全者に対して電子メールにて通知する（回答には会社名を表示しないものとする）。

## 7 審査方法及び審査結果の発表

### (1) 審査

選定にかかる審査（第一次審査及び第二次審査）は、「国分寺市外国人英語指導業務委託事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）が行う。

### (2) 審査方法

本プロポーザルの選定は、第一次審査で提出された書類を採点方式により審査した後、第二次審査においてプレゼンテーション及び質疑により総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

#### ① 第一次審査

- ・第一次審査は、企画提案参加申込書その他の第一次審査書類等を提出した者を対象に、書類審査により第二次審査対象となる者を選考する。選考は、審査会委員のうち、審査会が指名する5名の委員で行う。第一次審査の通過については、合計評価点が配点の6割以上であることを条件とする。
- ・選定者数は、得点の高い順に上位3者以内とする。3位の得点である参加者が2者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査会の決定によるものとする。
- ・審査会の会議は、非公開とする。
- ・第一次審査終了後、提案者全てに対して事務局から令和7年11月18日（火）に第一次審査結果通知書（様式第8号）で通知する。
- ・公平性の確保のため、第一次審査は提案書に提出者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。

#### ② 第二次審査

- ・第二次審査は、第一次審査通過者がプレゼンテーションによる説明を行い、これに対し、審査会が質疑を実施し、優先交渉権者を選定する。
- ・実施日は令和7年12月8日（月）を予定しているが、場所や時間については第一次審査通過者に対し別途通知する。
- ・優先交渉権者1者、次席交渉権者1者を選定する。
- ・審査会の会議は、非公開とする。

#### ③ 事業者説明方法

- ・第二次審査において、各事業者15分の説明時間と質疑応答時間を10分程度設ける。この説明用として、プロジェクター（エプソンEB-E01）及びスクリーンは会場に用意するが、パソコン等のHDMI端子接続可の機器等は参加者各自で用意するものとする。なお、機器の準備及び撤収に要

する時間は、それぞれ5分以内とする。

- ・説明を行う者は、本業務を担当する営業所等の職員、配置を予定する業務責任者又は同等の経験・資格等を有する者を含めた5人以内（ALT、プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器の準備及び操作をする者も含む。）とする。

- ・プレゼンテーション及び質疑は、企画提案書の受付順とし、同日同時刻に受け付けた場合は、事業者の五十音順とする。

#### ④ 優先交渉権者1者選定方法

第二次審査では、プレゼンテーション及び質疑の内容を基に審査会の委員が評価項目ごとに評価を行い、第一次審査及び第二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点の判定をした者を次席交渉権者として選定する。この場合、優先交渉権者及び次席交渉権者ともに得点が総合点数の6割以上であることを条件とする。なお、合計得点が同点である参加者が2者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査会の決定によるものとする。

#### ⑤ 審査結果の通知・公表

審査会終了後、結果を令和7年12月15日（月）に、第二次審査結果通知書（様式第9号）で通知する。

#### ⑥ 審査結果に係る説明

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により国分寺市に対し、説明を求めることができる。国分寺市は、前述の者から説明を求められたときは、契約締結後に理由説明書を通知する。

- ・提出期限は、結果通知日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く）以内
- ・受付時間は、土日、祝日除く午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで
- ・提出場所は、事務局へ持参提出のこと

### (3) 失格事項

次に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類等、本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
- ② 提出書類の作成及び提出方法、提出期限を守らない者
- ③ 提出書類等に関し故意に提案者が判別できるようにした者
- ④ 参加資格がなく提出書類を提出した者
- ⑤ 審査会委員または事務局関係者に対し本件に関する不正な接触を求めた者

- ⑥ 審査において、指定された時間に遅れた者
- ⑦ 第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ⑧ その他、審査会が不適格と認めた者

## 8 審査項目（評価基準）

### (1) 第一次審査及び第二次審査の評価項目等

#### ① 第一次審査（書類審査）

##### 第一次審査における評価基準

| 評価項目 |                 | 評価内容                                                                                                                            |
|------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務評価 | ア 会社概要          | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業コンセプト、業務内容</li> <li>A L T担当部門の充実度、社内体制</li> </ul>                                      |
|      | イ 英語指導業務委託の理解度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>公立学校に勤務するA L Tに必要な資質・能力の理解度</li> </ul>                                                   |
| 内容評価 | ウ 外国語活動・英語教育の取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラム、レッスンプラン、教材・教具の充実度</li> <li>公立学校における外国語活動・英語教育に対する研究及び体制</li> </ul>                |
|      | エ A L Tの監理体制    | <ul style="list-style-type: none"> <li>A L Tの服務状況の把握・労務管理</li> <li>A L Tの勤務評価及び評価後の指導体制</li> <li>学校からの要望・苦情等の把握・対応体制</li> </ul> |
|      | オ A L Tの採用等     | <ul style="list-style-type: none"> <li>A L T採用基準、A L T採用方法、採用スケジュール</li> <li>配置前・配置後の研修期間・研修内容</li> </ul>                       |
| 実績評価 | カ 英語指導業務委託の実績   | 過去5年間の契約件数に基づき評価する                                                                                                              |
| 価格評価 | キ 見積価格          | 見積価格に基づき評価する                                                                                                                    |

## ② 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査で選定された企画提案者は、企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。

### 第二次審査における評価基準

| 評価項目 |                 | 評価内容                                            |
|------|-----------------|-------------------------------------------------|
| 内容評価 | ア サポート体制        | • 業務全般の課題等に対する調整・対応能力<br>• 公立学校の状況の把握・検証・評価及び改善 |
|      | イ A L T の活用     | • A L T を活用した外国語活動・英語教育推進の効果的な提案                |
|      | ウ 配置予定A L T の資質 | • A L T 資質向上（サービスに関する内容を含む）のための取り組み、研修体制        |

## (2) 参加に係る費用

プロポーザル企画提案書等の作成に要した一切の費用は、参加者の負担とする。

## 9 その他

### (1) 契約方法

#### ① 優先交渉権者との契約の流れについて

国分寺市は、優先交渉権者に選定された者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させる。

#### ② 契約交渉及び見積書の提出

国分寺市は、優先交渉権者に選定された者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。

#### ③ 合意に至らなかった場合

受託候補者と契約条件等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合、または地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する場合には契約締結を行わないこととし、次席交渉権者と契約締結の交渉を行う。

#### ④ 業務委託契約に関する事項

契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

### (2) その他

- ① 本プロポーザルに提出された書類の提出後における内容の変更は認めない。
- ② 本プロポーザルは、1 者以上をもって成立とする。第一次審査及び第二次審査の合計点数の最も高い応募者を優先交渉権者とする。この場合、総合点数 100 点の 6 割以上であることを条件とする。
- ③ 国分寺市は、提案書について本プロポーザルに参加した者からの申請または国分寺市情報公開条例に基づく申請があった場合は、同条例に基づき公開・非公開の判断を行う。
- ④ 提出された書類は、選考作業に必要な範囲において複製する。
- ⑤ 提出された書類等一式は、返却しない。
- ⑥ 本プロポーザルに関する提案の担当者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできない。変更することがやむを得ない場合は、国分寺市の承諾を得ること。
- ⑦ 優先交渉権者は市のホームページで公開する。
- ⑧ 本プロポーザルに係る提出書類の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表及び国分寺市が必要と認める場合には、提出された書類等を無償で利用できることとする。
- ⑨ 本プロポーザルの作成のために本市より受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。
- ⑩ 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した提案者が全て負うこと。
- ⑪ 審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ⑫ 参加申込書提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退書（様式第 2 号）により辞退の申し出を行うこと。